

埼玉県保健所における保健師の保健活動指針について

令和7年3月改訂

埼玉県

はじめに

地域保健を取り巻く状況は、健康格差の拡大、生活習慣病の増加、そして近年では自然災害の激甚化と多発化、新たな感染症の世界的な流行など、大きな変化を遂げています。

令和2年から新型コロナウイルス感染症のアウトブレイク等への対応を経て、地域保健法と感染症法の改正が行われ、新たな健康危機管理の拠点として保健所体制の整備と保健師の役割強化が明記されました。これは、保健師の果たすべき役割がこれまで以上に重要性を増していることを示すものです。

加えて、社会構造の変化により、個人や世帯が抱えるリスクの多様化、地域での支え合い機能の弱体化が予測され、新たな課題に対して、保健活動の質の向上と効率化も目指したDX化にも取り組む必要があります。

2040年以降の保健所や保健師の今後の役割を検討した「地域保健対策・保健師活動ワーキンググループ」の提言では、地域課題の複雑化、保健師人材の中堅期の不在等の課題のある中でも、地域に責任を持った保健活動を堅持していく必要性が認識されています。

このような状況を踏まえ、今後を見据えた保健活動を実践するために、本活動指針の改訂を行うことになりました。

本活動指針と人材育成プログラムを両輪として、地域保健活動の担い手である保健所保健師の役割を果たしていきたいと考えています。

令和7年3月

目 次

はじめに

I 保健所の機能と保健師の役割

- 1 埼玉県保健所を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 保健所の機能とこれからの保健師の役割・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

II 県保健所における保健師活動

- 1 県保健所保健師の保健活動の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 実務の活動指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 実態把握及び健康課題の明確化並びに共有・・・・・・・・・・・・ 7
 - (2) 保健医療福祉計画策定及び施策化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (3) 保健サービス等の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (4) 健康危機管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (5) 連携及び調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

III 人材管理

- 1 人材確保・・ 10
- 1 人材育成・・ 10
- 2 保健師養成校の保健所実習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

IV 評価

- 1 保健活動評価の実施及び活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 保健師活動領域調査（活動調査）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

おわりに

13

I 保健所の機能と保健師の役割

1 埼玉県保健所を取り巻く状況

埼玉県は、国勢調査以来、全国で唯一人口が増加し続けてきたが、総務省が発表した令和3年（2021年）10月1日時点の推計で初めて人口減少に転じその後も減少している。一方で令和7年（2025年）には、「団塊の世代」の方々が75歳以上となり、今後、県全体の人口減少が進む中、75歳以上の高齢者人口は全国で一番速いスピードで増加する見込みである。このような状況に加え少子化や生産年齢人口の減少による労働力の減少等、2040年問題が当県においても深刻な課題となっている。

さらに、自然災害や新興・再興感染症のアウトブレイク等、昨今の様々な健康危機管理事案の発生から、保健所には広域的・専門的技術を有する健康危機管理の拠点としての役割が一層求められている。その役割を遂行するために令和6年3月12日「埼玉県統括保健師等設置要綱」を制定し、保健所における健康危機管理体制確保のための総合的なマネジメントを担う地域統括保健師を各保健所に配置した。

また、今後の生産年齢人口の減少に伴い自治体職員だけではなく、保健医療従事者、ソーシャルキャピタルの人材も減少していくことが予測され、保健活動の効率化や質の向上を目指したDX化に取り組む必要がある。

社会がどのように変化しても、誰ひとり取り残さない健康づくりとして人と人を繋ぎ、地域、関係者への働きかけを行いながら、地域包括ケアシステムを構築し、地域共生社会の推進を図っていくことが重要である。

保健所は、今後も地域の顕在的・潜在的な健康課題を抽出・把握し、市町村・関係機関・住民等との横断的かつ重層的な連携・協働を図る。そして、広域的・専門的な観点から、地域のソーシャルキャピタルを含めた人材育成までを担う地域活動の拠点として、さらなる機能強化が必要である。

参考

- 「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」
（令和5年3月27日厚生労働省告示第86号）
- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行について
（令和5年3月27日付け健発0327第11号厚生労働省健康局長通知）
- 「令和5年度地域保健対策・保健師活動ワーキンググループ報告書」
（令和6年3月29日）

2 保健所の機能とこれからの保健師の役割

保健所は、「埼玉県保健所運営要領」に示されているとおり、広域的、専門的かつ技術的拠点として次の機能を十分に発揮することを目標に運営するものとされている。

また、効率的かつ効果的な地域保健対策の推進を図るため、地域における保健・医療・福祉関係機関等の連携強化による施策の一体的な運営を図るよう努めていくものとされている。

広域的、専門的かつ技術的拠点としての保健所機能

- (1) 保健・医療に関する市町村支援及び市町村相互間の連絡調整の推進
- (2) 地域の実情を踏まえた医療提供体制整備の推進
- (3) 地域において包括的な保健・医療・介護・福祉サービスを提供するための関係機関等の連携の推進
- (4) 保健・医療・介護・福祉に関する情報の収集、管理、分析及び活用の推進
- (5) 地域住民の生活に密着した調査及び研究の推進
- (6) 地域保健医療計画や関連計画に基づく地域保健施策の推進
- (7) 精神保健福祉、難病対策、感染症予防等の専門的かつ技術的な業務の推進
- (8) 食品衛生、環境衛生、狂犬病予防、動物の愛護・管理、維持及び薬事等における許認可、監視指導及び検査等の専門的かつ技術的な業務の推進
- (9) 健康危機管理対策の推進
- (10) 臨床研修医、臨床研修歯科医に対する研修及び学習の受け入れなど地域医療の人材育成の推進
- (11) その他、地域住民の健康の増進に関する施策の推進
- (12) (1)から(11)までに掲げる機能を推進するための施策を企画及び調整

※ 参考 「埼玉県保健所要領」令和5年4月1日から抜粋

そして、保健所は、管内市町村に対し技術的助言及び支援を行う機関として管内市町村の状況を俯瞰し、各市町村の特性を考慮した対応により市町村の対応力を底上げしていくことが求められている。

保健師は、これらを踏まえ、住民に対する直接的なサービス等の提供及び総合調整に重点を置いて活動するとともに、地域保健関連施策の企画立案、実施、評価し、PDCA サイクルを回し総合的な健康施策へ積極的な関与を進めてきた。その保健活動の基本は、後述の「地域における保健師の保健活動について」（以下「保健師の活動指針」という。）の10項目である。

今後「保健師の活動指針」の活動に加えて、持続可能かつ地域特性を生かした健康なまちづくりや災害対策等の推進についても、保健師が取り組むべきことである。

これらの実現のために2040年に向けて一層ソーシャルキャピタルの人材育成、地域ケアシステム構築、地域共生社会の実現を目ざすなど地域をデザインした仕組みをつくりだすことが重要である。

保健師の保健活動の基本的な方向性

- (1) 地域診断に基づくPDCAサイクルの実施
- (2) 個別課題から地域課題への視点及び活動の展開
- (3) 予防的介入の重視
- (4) 地区活動に立脚した活動の強化
- (5) 地区担当制の推進
- (6) 地域特性に応じた健康的なまちづくりの推進
- (7) 部署横断的な保健活動の連携及び協働
- (8) 地域のケアシステムの構築
- (9) 各種保健医療福祉計画の策定及び実施
- (10) 人材育成

* 参考「地域における保健師の活動について」

平成25年4月19日付健発0419第1号厚生労働省健康局長通知
別紙「保健師の保健活動の基本的な方向性」

II 県保健所における保健師活動

1 県保健所保健師の保健活動の方向性

県保健所保健師は、前述した保健活動の基本的な方向性を踏まえつつ、広域的・専門的かつ技術的機能を生かした保健活動を行うことが求められている。

埼玉県は都心からの距離に応じ、県南、県央、県北の3つの地域に区分され、それぞれに特性がみられる。実際の保健活動においては、地域統括保健師の機能を発揮し、これらの地域の特性に応じた健康課題や既存のソーシャルキャピタルを含む社会資源に基づき、分野横断的・包括的に地域を捉えるとともに、取組の優先度を見極め、積極的なスクラップも含めて活動方法を工夫する。

また、管轄市町村の統括的保健師とのネットワークを生かし、本庁の統括保健師と連携を図りながら戦略的に保健活動を展開する。地域共生社会の理念のもと健康格差の是正を目指し、より広域的な対応を必要とする地域包括ケア体制の整備や健康危機管理、市町村も含めた人材育成等においては、拠点保健所と他の保健所との連携により効率的・効果的な取組を行う。

さらには限られた人員で効果的に質の高い保健活動を推進していくために、健康危機発生も見据え、業務の標準化やICTなどの積極的な活用による業務効率化を推進する。

当指針では、一定水準の保健活動を行うために、実務の活動指針を示すとともに、巻末に活動項目の評価指標を添付した。保健活動は、地域の実情に応じて実施するものであるが、以下に留意の上、指標を意識した活動を図っていきたい。

保健所保健師が保健活動を実施する上での方向性

- ① 所属内での他職種との協働、管内市町村及び関係機関等との連携による広域的な健康課題の把握
- ② 広域的・専門的な保健サービスの提供
- ③ 健康危機管理のための体制づくり
- ④ 新たな健康課題に対する先駆的な保健活動の実施・普及
- ⑤ 医療施設等に対する指導
- ⑥ 地域の健康情報の収集、分析及び提供
- ⑦ 調査研究の実施、及び各種保健医療福祉計画策定に参画
- ⑧ 広域的な関係機関との調整、及び管内市町村との重層的な連携体制の構築による保健、医療、福祉、介護等の包括的システムの構築
- ⑨ ソーシャルキャピタルを活用した健康づくり
- ⑩ 市町村への広域的・専門的立場からの技術的助言、支援及び連絡調整

※参考「地域における保健師の保健活動について」

平成 25 年 4 月 19 日付健発 0419 第 1 号厚生労働省健康局長通知

別紙「地域における保健師の保健活動に関する指針」第二の 1 を改編

2 実務の活動指針

(1) 実態把握及び健康課題の明確化並びに共有

各保健所の事業報告、県や厚生労働省の各種統計データ等を活用して保健所管内の地域診断を実施し、地域において取り組むべき健康課題を明らかにするとともに、各種情報や健康課題を市町村や関係機関、住民等と共有する。

(2) 保健医療福祉計画策定及び施策化

地域診断により明らかとなった地域の健康課題に取り組むために、目標の設定、保健事業の選定及び保健活動の方法等についての検討を行い、各種保健医療福祉計画を策定するとともに、これらの計画に盛り込まれた施策を事業化するための企画、立案等を行うことにより、保健活動の実施体制を整える。

特に、新たな健康課題に対しては、積極的・優先的に取り組み、先駆的な保健活動を実施し、その事業化を図る。

(3) 保健サービス等の提供

保健所においては、重点的に取り組むべき施策のうち、保健師が主に取り組む業務を以下に示す。

ア 精神保健福祉対策

精神保健福祉の観点から、心の健康づくり、自殺予防対策、適切な精神科医療へのつなぎ等、精神障害者及び精神に課題を抱えた者に対する支援を行う。

また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・推進に向けて、主体となる市町村への支援及び市町村単位では困難な課題に対しては、広域で取り組む。

イ 難病・小児慢性特定疾病対策

難病等による疾病や障害などの健康課題のある住民が、住み慣れた地域においてその人らしく尊厳を持って安心して暮らすことができるよう市町村と協力し、難病相談支援センターや医療的ケア児等支援センターとの連携により患者・家族を多方面から支えるための支援を行う。

ウ 感染症対策

「埼玉県感染症予防計画」「健康危機対処計画（感染症編）」等に基づき、平時から健康危機管理の観点をもって、感染症の発生及びまん延防止に重点をおいた活動に取り組む。

また、感染症患者・感染者等の人権尊重、偏見や差別の解消、感染症のまん延防止のため、正しい知識を普及啓発していく。特に、性感染症については、各疾患の疫学に基づき、必要対象者に必要な情報が届くような媒体の工夫により対応する。

感染症発生時には、地域特性に配慮し、迅速かつ適切な対応、関係機関等と連携した疫学調査の実施により、集団や地域全体へのまん延防止策を講じる。

エ 健康づくり支援対策

所内においては管理栄養士等の他職種と協働し、広域的・地域的双方の視点から地域の健康データや社会資源に基づく地区診断により生活習慣病予防等に係る課題を整理し、必要な取組を検討する。これらの情報を市町村と共有・連携し、多様な企業・住民組織等のソーシャルキャピタルの醸成により社会資源を掘り起こし、地域の健康づくり支援の体制を整える。

(4) 健康危機管理

地域における健康危機管理の拠点として、平常時から健康危機に対する意識を醸成し、発生時の被害を最小限にとどめるために必要な準備と体制整備を行う。

また、複合的に健康危機が発生した場合にも対応できるよう必要な体制強化に向けた取り組みを進める。自然災害や新興・再興感染症等の健康危機発生時には、関係職員や関係機関等と十分に連携し、保健活動を行うことができるよう、健康危機管理体制の強化を図る。

(5) 連携及び調整

保健所は、保健、医療、福祉、環境、教育、労働衛生等の関係機関及び関係者の広域的な連携を図ること。

また、管内市町村に対し技術的助言及び支援を行う機関として、管内市町村の状況を俯瞰し、各市町村の特性を考慮した対応を行う。それにより、市町村の対応力の底上げ、状況に応じた地域資源等の投入による対応力の均てん化に努める。

地域統括保健師は、管内の統括的立場の保健師を中心としたネットワークの構築に務める。具体的には、管内全体での事業評価、人材育成等、管内市町村の規模や力量に応じて、課題のアセスメントを行い、具体的な対応について検討、協同体制を作っておく。

Ⅲ 人材管理

人口減少、少子高齢化の本格化等により人的資源が不足する中、計画的に人材を確保する必要がある。そのため、保健師の魅力発信に取り組むとともに、保健師の学生実習に関する調整及び支援を行う。

また、新たな健康課題や多様化、高度化する住民ニーズに的確に対応するため「保健師人材育成プログラム」等に基づき体系的な研修を企画・実施するとともに、現任教育を通じて資質の向上を図る。

1 人材確保

保健師の人材確保は市町村も苦慮しており、県全体で取り組んでいく必要がある。そのため、市町村と連携して、生き生きとした保健師活動を県ホームページ等で幅広く周知し、保健師の魅力発信を行う。

県及び市町村の採用予定等の情報は、あらゆる機会を通じ展開できるような情報共有し、分野を超えて人材確保活動を検討していく。

県職員としては、人事部門との連携によりインターンシップの実施等、積極的に参画していく。

2 人材育成

保健所は公衆衛生の第一線機関として、地域の保健、医療、福祉、介護、教育、職域等に従事する保健師及び関係者を対象とした研修を企画し、人材の育成に努める。特に管内の保健師の人材育成については「保健師人材育成プログラム（平成28年3月改訂版）」を活用し、キャリアパス、キャリアラダーに基づいた人材育成を行う。

地域統括保健師を中心に管内市町村における現任教育の課題を把握し、県の実施する研修を踏まえ重層的な研修体系の中、管内市町村と協働して人材育成を実施する。年度末には評価を行い、次年度以降の計画に反映させる。

3 保健師養成校の保健所実習

平成23年に保健師助産師看護師学校養成所指定規則が改正され、保健師教育の臨地実習が4単位から5単位に増加した。それに伴い県内の看護系大学では保健師課程の選択制を導入し、臨地実習の充実を図ることになった。

県では保健所の実情を踏まえ「保健師養成課程における埼玉県保健所実習の標準的カリキュラム（改訂版）」を定め、平成27年度以降に各保健所が提供する実習を標準化した。県民に質の高い公衆衛生看護を提供できる保健師を養成

するため、上記カリキュラムを踏まえ、各保健所の特性を生かした臨地実習を行う。

参考

- 「保健師養成課程における埼玉県保健所実習の標準的カリキュラム」（改訂版）
※資料編（P. 資 97）を参照
- 「看護教育の内容と方法に関する検討会報告書」（平成 23 年 2 月厚生労働省）
- 「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会最終報告書」
（平成23年3月文部科学省）
- 「看護基礎教育検討会報告書」（令和元年10月15日厚生労働省）

IV 評価

保健活動の実態を把握し、次年度以降の効果的な活動に生かすために、年度末に活動の評価を行う。評価は定められた様式（資料編 pp. 25-36）を用いて実施する。

1 保健活動評価の実施及び活用

県として保健活動の一定の質を確保し、標準化するために、以下の3つの視点から保健活動の評価を行う。資料に示す各評価指標の達成状況や経年変化を評価するための情報はもちろんのこと、評価指標に示す状態を達成できた要因や達成できなかった要因等についても情報を収集・分析することにより、地域の特性や健康課題、ソーシャルキャピタルについて明確化し次年度以降の保健所の事業等に反映させる。

また、当該業務を担当する保健所保健師のみならず、同じ業務を担当する保健所内他職種、他の業務を担当する保健所保健師、管内の市町村や関係機関等とともに評価を行い、地域の課題や今後の活動の方向性について共有することが重要である。

なお、評価指標は必要に応じて、随時見直しを行うものとする。

ア 「構造」	: 保健活動実施のための体制
イ 「プロセス」	: 保健活動実施におけるプロセス
ウ 「結果1・2・3」	: 保健活動の効果及び目標の達成 (1 短期的・2 中期的・3 長期的な達成目標の目安)

2 保健師活動領域調査（活動調査）

保健師活動の把握や分析を行うために毎年行っている保健師活動領域調査（活動調査）は、県として標準化されたサービスを提供するために、10月に実施する。（様式は、3年ごとに実施する厚生労働省の保健師活動領域調査（活動調査）に準じる。）

※資料編（p. 37）を参照

おわりに

本活動指針は、地域保健の現状と将来を見据え、今後さらに地域包括ケアシステムの構築に資する保健師の役割と責務を明確化し、地域住民の健康増進と福祉向上に貢献することを目指しています。

社会がどのように変化をしても、保健師一人ひとりが保健師のコアとなるコアコンピテンシーとコアバリューを意識し、地域における活動の本質を忘れずに、地域保健活動の質の向上に努めていきます。

さらに、本指針を基盤とし、地域住民、医療機関、行政機関など、関係機関との連携を強化することで、健康危機発生時も見据えた予防的な支援から地域全体の健康づくりを推進していくことが必要となります。

そのために保健師は、常に学び続け、専門性を高め、地域住民の健康を守り、積極的に活動していくために本指針を道標として活用していきます。

なお、本指針は、社会情勢の変化や国の動向、県保健所の置かれている状況の変化等を勘案し、おおよそ5年を目途に見直すこととします。

令和7年3月